

セルホーといた保育園 重要事項説明書

第1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 真誠樹会
所 在 地	名古屋市中村区名駅南3丁目6-6
電 話 番 号	052-589-3556
代 表 者 氏 名	理事長 木村まみ

第2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所		
施 設 の 名 称	セルホーといた保育園		
施 設 の 所 在 地	金沢市戸板二丁目102番地		
連 絡 先	電 話 076-210-7070 FAX 076-210-0660		
管 理 者	園長 東方珠美		
開 設 年 月 日	令和2年 4月 1日		
開 所 時 間	7:00~19:30		
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童		
認 可 定 員	2号認定子ども		72人
	3号認定子ども	満1歳以上(1,2歳児)	47人
		満1歳未満(0歳児)	12人
利 用 定 員	2号認定子ども		72人
	3号認定子ども	満1歳以上(1,2歳児)	47人
		満1歳未満(0歳児)	12人

第3 法人の目的・運営方針

全ての子どもたちが自信と希望を持ち、他者との関わりの中で個性を見つけ、互いに尊重しながら自らの将来を切り拓くことができる子どもの育成を目指します。そのために、すべての子どもがその可能性を最大限に伸ばすことが出来る状態を、大人の責任において、子どもたちとともに創りだしていきます。

第4 施設・設備等の概要

(1) 施設

敷 地	敷地全体	1494.10㎡
	園 庭	495.13㎡
園 舎	構 造	鉄骨造
	延 べ 面 積	1028.74㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳 児 室	1室	0歳児クラス
ほ ぶ く 室	1室	1歳児クラス
保 育 室	4室	2～5歳児クラス
遊 戯 室	1室	
一時預かり保育室	1室	
相 談 室	1室	
調 理 室	1室	
事 務 室	1室	

第5 職員の配置状況

当園では、「金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月17日 条例第43号 第46条）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、下記の職種の職員を配置しています。

職 種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1		
主任保育士	1	1		
保育士	31	17	14	
調理員	3	2	1	
看護師	3	1	2	
保育補助	1		1	
嘱託医	1		1	
嘱託歯科医	1		1	

※令和6年4月の人数です。

第6 職員の勤務体制

早番勤務	7:00～16:00
通常勤務	8:00～17:00
通常勤務	8:30～17:30
遅番勤務	9:00～18:00
遅番勤務	9:30～18:30
遅番勤務	10:00～19:00
遅番勤務	10:30～19:30

※原則として年齢別にクラス担任を決めておりますが、職員の時差勤務、研修や週休2日制による週休等のため、担当保育士が異なることがあります。

※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

第7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から日曜日までです。ただし、年末年始（12月29日から1月3日）を除きます。

また、非常災害や感染症蔓延時その他急迫の事情があるときは、臨時休園となる場合があります。

第8 保育を提供する時間

(1) 保育標準時間認定にかかる保育時間は、7時00分から18時00分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、園長との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時30分までの範囲内で、延長保育を提供いたします。延長を希望される場合は、申請用紙にご記入の上、前もってご提出をお願いします。急な延長はお受けできないこともありますので、ご了承ください。

(2) 保育短時間認定にかかる保育時間は、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、園長との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時00分から8時29分まで及び16時31分から19時30分までの範囲内で、延長保育を提供いたします。

(3) クラス別を主体とした保育は、おおむね平日の9時00分から16時00分までです。ただし、土曜日、日曜日・祝日（休日）は異年齢合同保育等を行います。土曜日保育・休日保育を希望の際は、給食数の都合上、前月15日までに希望表の提出をお願いします。

(4) 保護者が休みなどで在宅している園児の保育時間は、原則として保育要件に欠ける状態であることから、クラス別保育が終わった時刻までとします。

(5) 心身に障がいのある園児の保育時間は、その園児の発達や実情に応じて定めてまいりますのでご相談ください。

第9 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づき、園児の心身の状況等に応じて、次に掲げる保育の提供等を適切に行います。

【保育方針】

●一人ひとりの子どもを大切にします

子どもの個性を受け止め、ゆったりとした環境の中で子どもが保育者に慣れ親しむことができるようにしていきます。

●子どもの主体的な活動を保障し、自ら学ぶ心、非認知能力を育てます

- ・子どもの関心や興味を活動の起点とし、子どもと保育者が共に作り上げていくプロセスを大切にします
- ・自然体験や遊びの中で、心身を鍛え、五感を刺激して豊かな感性を育みます
- ・失敗を恐れることなく自ら選んだ目標に挑戦し、満足感や達成感を味わうことで自信につなげて

いきます

・目標に向かって頑張る力、他の人と関わる力、感情をコントロールする力など、非認知的能力を養います。

●子どもを真ん中にして、保護者と共に子育てをしていきます

- ・保護者と共に、子どもの良いところや可能性が発揮できるように丁寧に成長を見守り育みます
- ・保護者の「困った」を共に解決していきます

●異文化に触れ、世界に目を向けるきっかけを作ります

異文化体験をする中で、日本の価値と異なる世界が存在することを知り、世界に目を向け広い視野を育てるようにしていきます

●地域の特性を活かし地域との連携を大切にします

様々な人との関わりや、日々の暮らしを通して自然や地域社会のあらゆる資源に接し、経験・知識を得る機会を大切にしていきます

【保育目標】

- I 豊かな人間性を育てるための基礎を養う。
- I 自発性を尊重し、どの子にもある伸びる芽を育てる。
- I 他者を尊重し、集団の中で共に育ちあえる場を整える。

デイリープログラム（1日の流れ）

時間	0歳児	1歳児	2歳児	3～5歳児
7:30	順次登園（異年齢合同保育）			
9:00	各クラスに移動（室内遊び）			各クラスに移動
9:15				主活動
9:30	おやつ			様々な環境（保育室、園庭、公園、散歩道、社会資源等）の中で生活することを基本にしなが、自然・文化に触れ、集団生活の中で人間関係を深めていく活動。
10:00	戸外遊び（園庭、公園、散歩等） 室内遊び（探索、遊具、運動等）自分で選んだ遊び 個々の生活リズムに合わせて睡眠・授乳	戸外遊び（園庭、公園、散歩等） 室内遊び（探索、遊具、運動等）自分で選んだ遊び	外遊び（園庭、公園、散歩等） 室内遊び（ごっこ遊び、遊具、運動、粘土、製作、楽器等） 自分で選んだ遊び	※子どもが自ら選び、考え、学ぶ力を信頼し、必要な環境を用意していきます。
10:50	給食 食事後個々に合わせてお昼寝	給食 食事後個々に合わせてお昼寝		
11:20			給食 食事後個々に合わせ	給食

14:00	起きた子から自分で選んだ遊び		てお昼寝	お昼寝または休息 自分で選んだ遊び
14:30		起きた子から自分で選んだ遊び	起きた子から自分で選んだ遊び	
15:00	おやつ			
15:30	気候に合わせて室内・戸外遊び			降園準備
16:00	順次降園			
16:30				
16:31	延長保育（異年齢合同保育）			
18:15	延長保育おやつ			
18:30	延長保育（異年齢合同保育）			
19:30	順次降園（19時30分 最終降園）			

*給食は調理室にて手作りです。離乳食、食物アレルギー対応食の提供は個々にご相談させていただきます。

*4・5歳児のお昼寝については個々に合わせて対応します。

<給食の提供>

3歳未満児・3歳以上児に分けて、園独自の献立を各家庭に毎月献立表を配布します。食物アレルギーがある場合は、病院で検査を受けていただき、その結果と医師のご指導のもとにご相談させていただきますので、お申し出ください。

<年間行事予定>

月	行事
4月	・入園式
5月	・遠足（幼児のみ）
6月	
7月	・七夕の会 ・夏まつり
8月	
9月	・敬老会
10月	・運動会 ・ハロウィン会
11月	・遠足
12月	・クリスマス会 ・生活発表会
1月	
2月	・節分会
3月	・ひなまつり会 ・お別れの会 ・卒園式

*身体測定・避難訓練は毎月実施します

*年2回、嘱託医による健康診断・歯科検診を実施します

*年間を通してお弁当の日を数回実施します。

第10 利用料金

(1) 保育にかかる利用者負担（保育料）

金沢市が定める保育料をお支払いいただきます。徴収方法については別途お知らせいたします。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担額等

上記に掲げる利用料のほか、別表1に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法・手続きについては、別途お知らせします。

第11 利用の終了に関する事項

園児が、次に該当する場合は、保育の提供を終了するものとします。

- (1) 園児が小学校へ就学したとき
- (2) 園児の保護者が「子ども・子育て支援法」に基づく支給認定を受けられなくなったとき
- (3) その他、保育所の利用を継続することが困難な事由があるとき

第12 緊急時等の対応方法

(1) 医療機関

保育を行っているときに園児に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等又は医療機関への連絡を行います。

医療機関の名称	医療法人社団 翠光会 春藤医院
医師名	理事長 春藤俊一郎
所在地	金沢市広岡一丁目1番8号
電話番号	076-261-0585

医療機関の名称	ニコニコ歯科クリニック
医師名	院長 歯科医 達村幸浩
所在地	金沢市戸板二丁目13番地
電話番号	076-232-2222

(2) ほいくのほけん・こどもえんのほけん、日本スポーツ振興センターの加入 【別紙2参照】

当園では、万が一の際に備え、全国私立保育園連盟のほいくのほけん・こどもえんのほけん、独立行政法人 日本スポーツ振興センター 災害共済給付に加入いたします。

- ・全国私立保育園連盟 ほいくのほけん・こどもえんのほけん

園賠償責任保険 補償限度額 対人：1名1億円／1事故：7億円

対物：1事故200万円

- ・独立行政法人 日本スポーツ振興センター（概要については別表2参照）

※上記の保険の加入について、初回の同意後、在園中は自動更新となります。

- ほいくのほけん・こどもえんのほけんについては、保護者負担金はありません。

- 災害共済掛金（年額 保護者負担額）

保護者等負担額 315円／年（法人負担額 35円／年）

要保護園児負担額 36円／年（法人負担額 4円／年）

第13 非常災害対策

<p>台風・豪雨などの自然災害発生時</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・登園前に保育園が所在する校下地区に警戒レベル3（避難準備・高齢者等避難開始）以上が発令された場合、原則休園します。 ※午前10時までに避難情報が解除され、安全が確認できれば午後の保育を実施します。 ・保育中に保育園が所在する校下地区に警戒レベル3（避難準備・高齢者等避難開始）が発令された場合、避難勧告までに降園が完了できるように保護者のお迎えを依頼します。 ・保育中に保育園が所在する校下地区に警戒レベル4（避難勧告・避難指示（緊急））が発令された場合は避難場所に避難する場合があります。避難後は避難場所で園児を引き渡します。
<p>地震発生時</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園が所在する校下地区に震度5以上の地震が発生後に、施設の安全確保、職員の体制の確保などが著しく困難な場合は、施設長の判断により登園自粛や臨時休園となる場合があります。
<p>津波に関する情報発表時</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・休園となる場合があります。登園後に発表された場合も、園から発表後の対応連絡はしますが、各自メディアの情報を基にご判断いただき、災害に備えた行動をお取りください。
<p>避難訓練</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練は、毎月1回実施します。
<p>非常災害用備蓄</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・園児及び職員の一時的な滞在に必要な食料及び飲料水を備蓄するよう努めます。

※通常時のお迎えと異なる方がお迎えに来られる場合は、必ず保護者から園にご連絡ください。ご連絡がない場合、保護者への確認がとれるまでお待ちいただくことがあります。

※災害等発生時に園から連絡ができない場合も考えられますので、災害情報メール通知サービス「金沢ぼうさいドットコム」を事前にご登録をお願いします。

※風水害・地震等により危険を感じた場合や、避難情報が発令されたときは、早めの判断と対応がお子さまの安心・安全につながりますので、園からの連絡を待たずに速やかなお迎えをお願いします。

※避難場所について

<避難場所> 戸板公民館（金沢市戸板一丁目2）

※保育園職員がおりますので公民館内を確認いただくか、園の張り紙をご確認ください。

<セルホーといた保育園> 緊急時に備え、下記の番号を登録しておいてください。

金沢市戸板二丁目102 電話 076-210-7070

緊急用携帯電話 090-3456-1529

第14 虐待の防止のための措置

当園は、園児の人権の擁護、児童虐待の防止に関する責任者を選任するとともに、職員に対し研修を実施します。また、園児の身体に不審な怪我や痣がみられる場合、虐待の疑いがあると思われる場合には、警察又は児童相談所等に連絡することがあります。

※欠席・遅刻の連絡がない場合は、園から保護者の方へ連絡をさせていただきます。

※連絡が取れない場合は、家庭訪問をさせていただきます場合がございます。

第15 苦情等の受付について

当園における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

当園苦情相談窓口	保育園内 苦情解決責任者 園長 東方珠美 苦情受付担当者 主任 荒木あつ美 社会福祉法人 真誠樹会 苦情対策室 052-589-3556
苦情受付相談第三者委員・委員会	・戸板地区民生委員 主任児童委員 太田咲子 電話番号：076-261-7052 ・石川県福祉サービス運営適正化委員会 電話番号：076-234-2556 <受付>（土・日・祝・年末年始を除く） 9：00～12：00、13：00～17：00

第16 その他留意していただきたいこと

- (1) 登降園は、必ず保護者の方が責任を持ち、決められた時間を守り、園児や関係者がよく承知している通園経路で往復ください。出入り口、駐車場などでは、通行に充分注意し、お子さまの手を離さないようにしてください。
- (2) 車や自転車の駐車は、指定の場所をご利用ください。近隣へのご迷惑になりますので、他の場所、路上へは駐停車しないようお願いいたします。また、車から離れる時は、貴重品を必ずお持ちになり施錠をしてください。
- (3) 当園では安全のため、保護者証（コドモンカード）を発行（貸出）致します。送迎の際には必ず携帯してください。

保護者証をお持ちでない同伴者（保護者以外のご家族や親せき等）がある場合は、職員室まで必ずお声掛けください。また、通常のお迎えでない方がお迎えにいらっしゃる場合には、保護者より前もって必ずご連絡をお願いします。ご連絡がない場合は、お子さまの安全のため、確認がとれるまでお子さまをお渡しできませんのでご了承ください。

- (4) お子さまが安定して過ごせるように、保育室への入室に制限を設けることがあります。入室制限の場所・時間帯などは別途お知らせします。
- (5) 0～2歳児については、毎朝の食事前に体温を測り、コドモン連絡帳への入力をお願いします。また前日の熱や嘔吐・下痢など健康上変わったことがあれば、些細なことでも構いせんので登園時にお知らせください。
- (6) 下記のような場合は登園を見合わせ、医師の診断を受けるなど悪化、蔓延を防ぐご対応をお願いします。
- ・体温が37.5℃以上の時（その他の様子も含めてご相談ください）
 - ・ひきつけ、ぜんそく等の特殊症状が出た時
 - ・咳、下痢、嘔吐等がひどく日常生活に支障がある時
 - ・学校伝染病など感染症による出席停止期間（登園は医師の許可が出てからお願いします）
- (7) 在園中に発熱や異常があった際には、保護者に電話でご連絡させていただくことがあります。必ず連絡がとれる連絡先（勤務先の電話番号・携帯電話番号）を、緊急連絡表にご記入ください。連絡先が変更になった際はその都度保育士までお知らせください。
- (8) 欠席の場合は、9時までに必ず連絡してください。
- (9) 原則として与薬はご家庭でお済ませください。与薬は医療行為のため原則できません。担当医に朝夕の投与が可能かご相談ください。やむを得ず出来ない場合は、与薬依頼書にご記入いただき、薬剤情報提供文書（原本）を併せて職員に直接お渡しください。直接のご依頼がない場合は依頼書があっても与薬を見合わせますのでご了承ください。飲み薬は必ず1回分ずつ袋に名前、日付を記入して下さい。水薬の場合は1回分を容器に入れてお持ちください。市販の薬、頓服の与薬はお断わりしています。

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金 【別紙1参照】

2 延長保育にかかる利用者負担

延長保育を利用された場合は、運営規程で定めた利用料をお支払いいただきます。

種別	延長時間	料金
延長保育	18:01～19:00	日額（一回）200円
延長保育	19:01～19:30	日額（一回）200円

※ 18:31以降の利用時には、延長補食代（50円/日）を別途徴収いたします。

3 短時間延長保育にかかる利用者負担

延長保育（短時間保育）を利用された場合は、当法人が定める利用料をお支払いいただきます。

種別	延長時間	料金
前延長（朝）保育	7：00～8：29	日額（一回）100円
延長保育	16：31～18：00	日額（一回）100円
延長保育	18：01～19：00	日額（一回）200円
延長保育	19：01～19：30	日額（一回）200円

※ 18：31以降の利用時には、延長補食代（50円/日）を別途徴収いたします。

4 休日保育（予約制）について

保育時間 7：00～18：00（延長保育なし）

※休日保育を利用された場合、平日に必ず代休を取っていただきます。

5 一時預かり保育について

一時預かり保育を利用された場合は、当法人が定める利用料をお支払いいただきます。

種別	保育時間	料金
一時預かり保育	9：00～15：30	一日 2,500円（上限） （給食費一食分 270円別途徴収）
満1歳児～5歳児	上記時間のうち1時間の場合	一時間当たり 500円

※生後6ヶ月～12ヶ月の受入については応相談

【別表1】

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
3歳以上児にかかる 主食費	保育所は3歳以上児に対し、主食（米飯及びパン）の提供を行い、その費用の負担を求めるもの。 ※食物アレルギー等特別の配慮を要する事情により、主食の提供を行わない場合には、主食費が減免されます。	月額 1,000円
3歳以上児にかかる 副食費	保育所は3歳以上児に対し、副食（主食以外）の提供を行い、その費用の負担を求めるもの。 ※特別の配慮を要する事情により、副食の提供を行わない場合や年収360万円未満相当世帯又は第3子以降のお子さまは、副食費が減免されます。	月額 4,500円
行事協力費	行事開催のための会場費・プレゼント代など	0.1歳児年額 2,600円 2~5歳児年額 3,600円
スイミング教室 (4.5歳児)	専門家より正しい知識を取得するため (4歳児9月頃~ 3回/年間 5歳児6月頃~5回/年間)	1回 900円
体操教室 (2.3.4.5歳児)	専門家より正しい知識を取得するため (5,500円/年額 8月実施なし)	月額 500円
冬スモック (幼児)	園児と分かるように着用するため。	1着 4,750円
カラー帽子 (全園児)	クラスカラーのものを購入	1個 900円
クレヨン (幼児)	製作で個人使用するため	1箱 690円
はさみ (4.5歳児)	製作で個人使用するため (右きき用、左きき用有)	1丁 396円
おたより袋 (3歳以上児)	おたより配布に使用するため	1袋 290円
自由画帳 (4.5歳児)	製作で個人使用するため (B4サイズ)	1冊 286円
自由画帳 (2.3歳児)	製作で個人使用するため (A4サイズ)	1冊 220円
粘土 (幼児)	製作で個人使用するため (衛生面を考慮し毎年購入)	1箱 440円
粘土ケース (4.5歳児)	製作で個人使用するため	1箱 340円
粘土板 (4.5歳児)	製作で個人使用するため	1枚 440円
粘土バラセット (4.5歳児)	製作で個人使用するため	1セット 240円
カラーペン (水性) (5歳児)	製作で個人使用するため	1箱 396円
コット用シート	お昼寝で個人使用するため	100サイズ 1,400円 130サイズ 1,700円
着替え袋	着替えを入れに個人使用するため	110円

口拭き入れ容器	食事用エプロン・口拭きタオル入れに使用するため	110 円
おむつサブスク (おむスク)	保育園でおむつ交換に使用するため (おむつ・おしり拭き込み)	月額 3,500 円
衛生費 (0.1 歳児)	感染症対策に使用するため (ペーパータオル・ティッシュ・ビニール袋・お口拭き・オムツ替シート等)	オムスク利用年額 2,400 円 利用なし年額 3,000 円
衛生費 (2 歳児)	感染症対策に使用するため (ペーパータオル・ティッシュ・ビニール袋・お口拭き・オムツ替シート等)	オムスク利用年額 1,800 円 利用なし年額 2,400 円
衛生費 (3.4.5 歳児)	感染症対策に使用するため (ペーパータオル・ティッシュ・ビニール袋等)	年額 1,800 円
日本スポーツ振興センター加入金	独立行政法人 日本スポーツ振興センター 災害共済給付に加入いたします。	一口 315 円 ※要保護園児(36 円)
紙おむつ	不足した際に使用するため	1 枚 50 円
パンツ	不足した際に使用するため	1 枚 250 円

※主食費・副食費・おむスクの月額においては月曜日～金曜日にかかる金額設定になっているため

土曜日は別途 250 円/1 食、おむスク 150 円/日かかります。

※その他、教材費などの費用が発生することがあります。

【別表2】

『独立行政法人日本スポーツ振興センター 学校安全 Web 災害共済給付制度について』より抜粋

◆ 給付の対象となる災害の範囲と給付金額

(令和5年4月1日現在)

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、内閣府令で定めるもの <ul style="list-style-type: none"> 学校給食等による中毒 ガス等による中毒 熱中症 溺水 異物の嚥下又は迷入による疾病 凍傷による皮膚炎 外部衝撃等による疾病 負傷による疾病 	医療費 (給付金の計算方法) <ul style="list-style-type: none"> 医療保険並の療養に要する費用の額の4/10 (そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分) ただし、▶ 高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に、療養に要する費用の額の1/10を加算した額 入院時食事療養費の標準負担額がある場合はその額を加算した額
障害	学校の管理下の負傷又は上掲の疾病が治った後に残った障害で、その程度により1級から14級に区分される	障害見舞金 (障害等級表) 4,000万円～88万円 (通学(園)中の災害の場合 2,000万円～44万円)
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上掲の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円 (通学(園)中の場合 1,500万円)
	突然死 運動などの行為に起因する突然死 (学校の管理下において発生したもの)	死亡見舞金 3,000万円 (通学(園)中の場合 1,500万円)
	突然死 運動などの行為と関連のない突然死 (学校の管理下において発生したもの)	死亡見舞金 1,500万円 (通学(園)中の場合も同額)

※ 上表の「療養に要する費用の額が5,000円以上のもの」とは、初診から治りまでの間の医療費総額(医療保険でいう10割分)が5,000円以上の場合をいいます。
 (医療保険でいう被扶養者(家族)で、例えば病院に外来受診した場合、通常自己負担額は医療費総額の3割分となります。)

また、上表のほか、災害共済給付の附帯業務として、次の事業を行っています。

◆ 供花料の支給

学校の管理下における死亡で、損害賠償を受けたことなどにより死亡見舞金を支給しないものに対し供花料(17万円)を支給します。

◆ 歯牙欠損見舞金

学校の管理下における児童生徒等の負傷による1歯以上の欠損(障害見舞金の対象となるものを除く。)に対し、歯牙欠損見舞金として1歯につき8万円を支給

◆ へき地通院費

へき地にある学校(義務教育諸学校)の管理下における児童生徒の災害に対し、通院日数に応じ、1日当たり定額1,000円の通院費を支給します。